

# 令和7年第2回臨時会

( 第1日 )

令和7年11月25日

## 令和7年第2回平川市議会臨時会会議録（第1号）

### ○議事日程（第1号）令和7年11月25日（火）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 報告第13号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めるについて
  - ・専決第12号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の継承について
  - 報告第14号 専決処分した事項の報告について
  - ・専決第11号 損害賠償額の決定及び和解について
- 第6 市長の退職の期日に関する同意について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

- 1番 水木悟志
- 2番 葛西厚平
- 3番 小野誠
- 4番 北山弘光
- 5番 葛西勇人
- 6番 山谷洋朗
- 7番 中畑一二美
- 8番 石田昭弘
- 9番 石田隆芳
- 10番 工藤秀一
- 11番 福士稔
- 12番 佐藤保
- 13番 原田淳
- 14番 桑田公憲
- 15番 齋藤剛
- 16番 齋藤律子

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条による出席者

- 副市長 古川洋文
- 教育長 須々田孝聖

總務部長 對馬一俊  
市民生活部長 小野生子  
建設部長 中江貴之

○出席事務局職員

事務局長 今井匡己  
総務議事係長 柴田真紀  
主査 廣瀬陽史

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛にお願いします。本臨時会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを、また、議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

市長より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第2回平川市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、原田 淳議員及び14番、桑田公憲議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月21日、議会運営委員会を開催し、会期について協議したところ、配付した会期日程表（案）のとおり決定されました。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より報告第13号及び報告第14号の計2件が提出されました。

全てタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

報告第13号専決処分した事項の報告並びに承認を求めるについて及び報告第14号専決処分した事項の報告についての2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長が本日欠席しておりますので、副市長登壇願います。

（副市長登壇）

○副市長（古川洋文） 本日、令和7年第2回平川市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る11月19日、長尾市長より11月30日をもって辞職したい旨の届出が、石田議長に提出されました。御承知のとおり、長尾市長は今月13日に退院後は、自宅療養をいたしながら公務復帰を目指しておりましたが、現状では市長の職責を全うできないとの思いに至ったと伺っております。

来年2月4日の任期満了前に辞職することは、断腸の思いでの御決断と思いますが、

市制が滯ることのないように、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは市長に代わりまして、私から本日提出いたしました専決処分をした事項について御説明申し上げます。

報告第13号専決処分した事項の報告並びに承認を求めるについて、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、その承認を求めるものであります。

専決第12号黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継については、令和7年9月19日に議決いただいた同議案について、一部の施設の面積を改める必要が生じたことから、令和7年11月10日付で専決処分したものであります。

報告第14号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について、報告するものであります。

専決第11号損害賠償額の決定及び和解については、平川市柏木町地内において、市道の側溝蓋の隙間に足を落とし、損害を与えたため賠償したものです。

以上、御報告いたします。

(副市長降壇)

○議長（石田隆芳議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、報告案件に入ります。

まず地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第13号について会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第13号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

報告第13号専決処分した事項の報告並びに承認を求めるについてを議題とします。

専決第12号黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の継承について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

ただいまの専決第12号について採決します。

専決第12号について承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、専決第12号は承認することに決定しました。

次に、報告第14号専決処分した事項の報告についてを議題とします。

報告内容については、先ほど副市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

日程第6、市長の退職の期日にに関する同意についてを議題とします。

長尾忠行市長から令和7年11月30日をもって退職したい旨の申出がありました。

まず、その申出書を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（今井匡己） 朗読いたします。

辞職願。このたび、一身上の都合により、来る令和7年11月30日をもって辞職いたしましたここに申出いたします。

令和7年11月19日、平川市長長尾忠行。平川市議会議長石田隆芳様。

○議長（石田隆芳議員） 申出は以上です。

本件は、地方自治法第145条ただし書に規定されている市長の法定期日前の退職であり、議会の同意を必要とするものであります。

お諮りします。

この申出に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、長尾忠行市長の11月30日をもっての退職に同意することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回平川市議会臨時会を閉会します。

午前10時11分 閉議及び閉会